

経営者のための 法律相談 Q&A

～執行は辛いよ～

〈その16〉

Q1 強制執行って何？

日本は法治国家です。

私的権利を実現させようと思ったら、法律にしたがって解決しなければなりません。気に入らないからといって、他人の家や会社などに乗り込んで、物やお金を巻き上げてくるということは、禁止されています。

警察に逮捕されたときには、住居侵入、恐喝ないし強盗という罪名を負うことになるのです。

「私が法律よ。」と豪語している妻がいたならば、その夫は、法治国家である以上、その妻が発する言葉＝法律ということになりますので、意に添わない行動は慎まなければなりません。仮に、妻の言葉に従わない場合には、①小遣いの減少という財産的制裁、②子供の面前での罵倒（社会的制裁）、③当面食事を作ってくれない（肉体的制裁）など、各種制裁が待っていることから、イメージが湧くところかと思えます。

ところで、代金の支払いや、借家の明け渡しなどを、相手方が履行してくれない場合、日本国では、どのような手続をしなければならぬのでしょうか。

それこそが、強制執行という手続です。

金銭的請求を実現するならば、不動産の差押えや預貯金、債権などの差押えをすることとなりますし、家の明け渡しであれば、明渡執行をすることになります。これらは、裁判所を通じて行います。

Q2 財産の回収について

さて、強制執行をするためには、原則として、以下に述べるようなハードルをクリアしなければなりません。

まず、調停や訴訟手続によって、強制執行できる権利の内容を確定する必要があります。

①相手の住所を調べる。②送達しても受け取らない場合には、住んでいることの証明（疎明）をしなければならない。③弁護士を訴訟代理人に選任するため、着手金や費用を支払わなければならない（個人で申し立てる場合は別）。④裁判で自分の請求が証拠に基づくものであることを証明する必要がある。⑤控訴された場合には、対応しなければならない。

ここまでくるのに、相応の費用と、最低でも半年間くらいの時間を要します。忍耐ですね～。

そして、ようやく権利が確定したとしても、今度は、相手方が支払わないという態度に出た場合には、どのような財産があるかを自ら調査しなければなりません。

⑥ 相手方住所の不動産登記簿謄本や会社の概要、個人であれば勤務先はどこか、預貯金ほどの金融機関にあるか、といった調査をします。

はっきりいって、探偵でも付けない限り、分からないことのほうが多いです。

⑦ 何となく財産があることが分かったとしても、今度は、強制執行の申立を裁判所にしなければなりません。判決確定証明、送達証明、執行文付与の申立てなど、面倒な手続が待ちかまえています。そして、ここでも弁護士の費用は一定程度かかります。堪忍袋の緒が切れそうです。

⑧ そうこうして、ようやく申し立てたとしても、金融機関に思ったような残高がなかったり、勤務先は退職していたり、不動産の価値が想定を下回るなどの事情があると、当然未回収となります。

⑨ 憤懣やるかたなく、債務者が居住している自宅の動産執行を申し立てる場合があります。

しかし、実際には差押え禁止動産ばかりで（テレビや冷蔵庫など家電製品は原則無理）、よほど高価なダイヤモンドや着物でもあれば別ですが、ほとんど空振りに終わるケースがほとんどです。しかも、動産執行の場合、裁判所の執行官にそれなりの予納金を積み立てることになるので、費用倒れになることもしばしば。

この時点で、憤りのあまり、高血圧になって健康を害し、病院へ通院したり、ストレス発散でギャンブルに手を出したりして、さらにお金を使うことになってしまうのです。

執行は辛いよ。これが現役弁護士の感想です。

Q3 スムーズな回収のために

このような執行手続を経ることなく、スムーズに債権などを回収するためには、早期に弁護士に相談して頂き、先方との取引関係を加味しながら、ときには柔らかく、ときには迅速に法的手続を踏むことが必要です。弁護士をうまく利用してください。

弁護士法人あすか 東広島事務所

TEL 493-7100 FAX 493-7101

弁護士 今田健太郎・福田浩・上根裕章
谷脇裕子・中岡正薫



本稿担当：
弁護士 今田健太郎